

## 開発行為等にともなう上水道施設整備基準

### (目的)

第1 この基準は、茨木市開発行為等の手続等に関する条例(令和6年茨木市条例第22号)第23条第6号の規定に基づき、茨木市給水区域内で行われる開発行為等で上水道の供給を受けるものについて、一定の施設整備基準を定め、もって、本市水道事業の円滑な運営ならびに給水区域内の適正な水量確保を図ることを目的とする。

### (給水協議)

第2 開発者は、開発地内または配水管から開発地への給配水施設が計画人口、予定建築物の用途によって想定される需要に支障を期さないよう、あらかじめ管理者と給水に関する協議を行い、必要に応じて給水依頼書を提出し、その同意(給水依頼回答書)を得るものとする。

2 約定事項は、次の各号とする。

- (1) 開発地への給配水施設は、同地区内の需要を十分満たすものであること。
- (2) 開発地への給配水管の分岐は、最寄りの配水管から行うものとする。
- (3) 約水規模が大きく、分岐する配水管の配水能力からみて分岐不可能の場合は、分岐可能な配水管から分岐、または最寄りの配水管を増径して工事を行うこと。
- (4) 約水規模の大小にかかわらず、開発地に給水することにより周辺の給水環境に大きく影響を与える場合は、必要な配水施設の改良を行うこと。
- (5) 加圧地域内で開発地へ給水することにより加圧ポンプ施設に大きく影響を与える場合は、その施設の必要な改良を行うこと。
- (6) 前各号で新たに配水管等を布設した場合、同一道路内は維持管理の観点から原則として幅さう給水管を解消し、給配水管の整理統合を図ること。
- (7) 配水管から開発地までの給水経路で私有地または私有道を含む場合、茨木市水道事業給水条例(昭和35年茨木市条例第3号)第5条第2項の例により必要な書類を提出すること。
- (8) 将来、維持管理上必要とする水道施設(配水管は $\phi 75\text{ mm}$ 以上)は全て市に無償譲渡すること。ただし、管理者が必要と認めたものは、 $\phi 50\text{ mm}$ 以下の給配水支管も $\phi 75\text{ mm}$ 以上の配水管に準じて取扱うものとする。
- (9) 前号の水道施設の整備にともない、維持管理上支障をきたすような物件または障害物を道路上に設けることは一切行わないこと。また、後日、管理者が必要と認めたときは、当該道路内の掘さく等を無条件に同意すること。
- (10) 約配水管の口径は、水道施設設計指針(社団法人日本水道協会発刊)ならびに、別に定める給水装置工事施行基準に従い計画すること。
- (11) 水道施設の整備に関する工事は、水道施設設計指針(社団法人日本水道協会発

刊)ならびに、別に定める給水装置工事施行基準に従い計画すること。

- (12) 開発地内に不用の既設管がある場合は、既設管を撤去すること。
- (13) その他整備に関する詳細について関係課と協議すること。
- (14) 開発地内に係わる権原を移転する場合は、前各号に掲げる事項を新権原者に継承させること。

(工事の施行)

第3 開発にともなう水道施設の工事は、原則として管理者が行う。ただし、小規模な開発で管理者が必要と認めたものについては、別に定める給水装置工事施行基準に従い開発者が行うものとする。

(費用負担の原則)

第4 開発にともなう水道施設に要する費用は、原則として開発者が全額これを負担するものとする。

(協定の締結)

第5 開発者が行う工事においては、この基準にもとづき管理者と協議のうえ、水道施設の移管に関する協定を締結するものとする。

(適用の特例)

第6 この基準を適用することが不適当と認められる場合は、管理者は、別の定めをすることができる。

(その他)

第7 この基準の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。